

健 が 発 0 3 3 1 第 1 号  
令 和 5 年 3 月 3 1 日

各 

(	がんゲノム医療中核拠点病院の長	)	殿
	がんゲノム医療拠点病院の長		
	がんゲノム医療連携病院の長		

厚生労働省健康局がん・疾病対策課長  
( 公 印 省 略 )

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定等に伴う経過的な取扱いについて

がんゲノム医療中核拠点病院等の整備については、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日付け健発第0801第18号健康局長通知の別添。以下「指針」という。）に基づき、「がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会」を開催し、令和5年4月1日以降にがんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）として指定すべき医療機関の検討を行ったところである。

今般、指定類型が変更になる医療機関については、拠点病院とがんゲノム医療連携病院（以下「連携病院」という。）との連携関係において、令和5年6月30日までの間に限り、経過的な取扱いを行うこととしている。そのための諸手続き等に係る事項について下記のとおり定めたので、通知する。

各医療機関におかれては、本通知の内容をご了知いただき、令和5年7月1日以降、新たな指定類型の下で、がんゲノム医療が適切に実施できるよう、エキスパートパネルや人材育成等に係る連携体制の構築に努めていただくようお願いする。

## 記

1. 令和5年3月31日まで拠点病院の指定を受けていた医療機関が、引き続き拠点病院の指定を受ける場合（がんゲノム医療中核拠点病院が新たにがんゲノム医療拠点病院として指定される場合又はがんゲノム医療拠点病院が新たにがんゲノム医療中核拠点病院として指定される場合も含む）について

当該拠点病院は、現在の連携病院が指針に定める要件を充足しているか確認すること。

要件の充足を確認した結果、連携関係を継続する場合、特段の書類等の提出は求めない。なお、現在の連携病院を変更する場合（連携を開始又は解消する場合）においては、「がんゲノム医療連携病院に関する書類の提出について」（令和4年10月17日付け健が発1017第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき、変更後の連携関係を開始する前々月の20日までに、所定の書類を提出すること。

2. 令和5年3月31日まで連携病院の指定を受けていた医療機関が、新たに拠点病院の指定を受ける場合について

- (1) 令和5年4月1日から拠点病院の指定を受けることとなった現在の連携病院（以下「新拠点病院」という。）は、以下の①から②の対応をとること。

- ① 令和5年4月1日以降速やかに、自施設でのエキスパートパネルの開催等、必要な体制を整備すること。

なお、経過措置として、令和5年6月30日までの間に登録した症例（※）は、従前連携していた拠点病院にエキスパートパネルを依頼することができる。

- ② 令和5年7月1日以降は、自施設でエキスパートパネルを開催すること。そのため、遅くとも令和5年5月19日（必着）までに、別添の様式1を、厚生労働大臣に提出すること。

なお、エキスパートパネルを開始する時期と書類の提出期限は次のとおりとする。

エキスパートパネルを開始する時期	書類の提出期限
令和5年6月1日から	令和5年4月20日まで
令和5年7月1日から	令和5年5月19日まで

(2) 新拠点病院が従前連携していた拠点病院は、以下の①の対応をとること。

- ① 当該拠点病院は、課長通知に基づき、新拠点病院とのエキスパートパネルの連携を終了する旨を、新拠点病院が様式1を提出する時期に合わせて厚生労働大臣に提出すること。

3. 令和5年3月31日まで拠点病院の指定を受けていた医療機関が、新たに連携病院になる場合について

(1) 令和5年4月1日から拠点病院から新たに連携病院になる医療機関(以下「新連携病院」という。)は、以下の①から④の対応をとること。

- ① 令和5年4月1日以降速やかに、連携する拠点病院を決定する等、連携病院として必要な体制を整備すること。  
なお、新連携病院は、令和5年4月1日から6月30日までの期間に限り、連携する拠点病院からの連携の開始に係る書類が提出される前であっても連携病院として指定されているものとみなす。
- ② 新連携病院は、従前連携していた連携病院(令和5年4月1日から又は令和5年5月1日から新たに連携を開始する連携病院を含む)が指針に定める連携病院の要件を充足していると認める限り、令和5年6月30日まで又は当該連携病院が拠点病院と新たに連携を開始するまでのいずれか早い時期までの間、従前の連携を継続しているものとみなす。
- ③ 「エキスパートパネルの実施要件について」(令和4年3月3日付け健が発0303第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知)の1において、「エキスパートパネルは、局長通知に基づき、がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院として指定を受けている保険医療機関で開催する。」と定められているが、経過措置として、令和5年6月30日までの間に登録した症例(※)は、引き続き、自施設でエキスパートパネルを開催できる。このため、同期間において従前の連携病院が登録した症例についても、求めに応じ、エキスパートパネルを実施すること。
- ④ 令和5年7月1日以降は、新たに連携する拠点病院においてエキスパートパネルを実施できる体制とすること。そのため、遅くとも令和5年5月19日(必着)までに、別添の様式2によ

り、自施設が新たに連携する拠点病院について厚生労働大臣に提出すること。

(2) 新連携病院と従前連携していた連携病院は、以下の①の対応をとること。

- ① 令和5年4月1日以降、速やかに連携する拠点病院を決定する等、連携病院として必要な体制を整備すること。  
なお、令和5年6月30日まで又は当該連携病院が拠点病院と新たに連携を開始するまでのいずれか早い時期までの間、従前の連携を継続しているものとみなす。

なお、経過措置として、令和5年6月30日までの間に登録する症例については、従前連携していた新連携病院にエキスパートパネルを依頼することができる。

※ がんゲノム情報管理センターに登録を完了した症例

様式1及び様式2は、書面（紙媒体）の郵送（CD-Rの提出は不要）に加えて、電子メールに電子媒体（ExcelとPDF）を添付して提出すること。

（別添）

様式1 がんゲノム医療中核拠点病院等の新規指定に伴う報告

様式2 がんゲノム医療の連携先の変更について

参考1 「がんゲノム医療連携病院に関する書類の提出について」（令和4年10月17日付け健が発1017第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）

参考2 がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会資料抜粋

○電子媒体の送付先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
春名、稲葉、山内  
Email : mhlw-cancer@mhlw.go.jp

○書面（紙媒体）の郵送先

〒100-8916  
東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
春名、稲葉、山内